

2023年9月4日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応に関するお知らせ

2023年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されますので、同制度への当行の対応につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. インボイス制度に関する当行の対応

当行では、インボイス制度の対象となる課税取引のご利用について、同制度の要件を 満たした請求書や領収書等を発行するように現在対応を進めております。

2. 当行の適格請求書発行事業者登録番号

T7400001000423

※上記登録番号は、国税庁「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」で もご確認いただけます。

国税庁 インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト

【インボイス制度について】

2023 年 10 月 1 日 (日) より、複数税率に対応した消費税の仕入税控除の方式として、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス」(適格請求書)等の保存が仕入税額控除の要件となります。(国税庁発行リーフレット「(令和 4 年 12 月改訂)消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます」より引用)

詳細は以下国税庁公表サイトをご参照ください。

インボイス制度国税庁公表サイト

以上







【本件に関するお問い合わせ先】

岩手銀行 営業戦略部 加藤、菅崎、柏﨑

電話 019-623-1111 (代表)

